

大事においても冷静に

法学部長 畑 博 行

明治24年5月11日、滋賀県大津において巡查津田三蔵が、わが国を親善訪問中のロシア皇太子ニコラス（のちのニコライ二世）を襲い、傷を負わせるという重大事件が発生した。明治24年といえば、明治憲法施行の翌年であるが、わが国はまだきわめて弱体であったのに対し、ロシアは世界最強国の一つであった。その皇太子をこどもあろうに警固中の警官が襲ったのであるから、政府や国民の受けた衝撃の大きさははかりしれない。動転した政府はロシア政府に対し、ひたすら陳謝につとめると同時に、刑法の皇室罪を適用し犯人を死刑に処することによって「誠意」を示そうとした。当時の刑法によれば、殺人未遂は最高で無期懲役であった。ただ、「皇室に対する罪」という一章が設けられており、そこに「天皇三后皇太子ニ対シ危害ヲ加ヘ又ハ加ヘントシタル者ハ死刑ニ処ス」（116条）という規定があった。この規定は日本の皇室の安全と尊厳を保護法益とするものであり、これを外国の皇太子襲撃事件に適用するのはどうみても無理であった。

他方、負傷したロシア皇太子に対しては多くの国民から深甚な同情が示され、入院中の皇太子のもとに全国から続々と見舞の品が届けられた。山形県のある村のごときは三蔵という名をつけることを禁止する条例を制定したし、京都御所の前では18才のお手伝いさんが焼身自殺をし、同胞の不祥事を詫びた。当然、国家と国民を窮地に陥れた犯人津田三蔵に対する国民の怒りと憎しみはたいへんなものであった。

そのような国民感情を背景に、政府は皇室罪の適用を決定し、犯人津田を大審院特別裁判部に起訴する手続きをとった。しかし、事

件から1週間がたったころから、事件や犯人に対する国民の意識に微妙な変化が生じ始めていた。政府の強引な法運用に対する反発、日本人の判官びいき的心情がその根元にあることは明らかである。同年5月27日、大審院特別裁判部の法廷は、皇室罪の適用を退け、被告人津田に普通人に対する殺人未遂としては最高刑にあたる無期懲役刑を言い渡した。専門家の眼からみると、手続的に問題がないわけではないが、裁判所は、政府の執ような圧力をはねかえし、いちおう筋をとおしたわけである。後世において、この事件は「司法権の独立の一里塚」といわれ、また自らは直接審理に関与しなかったものの、行政の圧力に屈しないよう特別裁判部の判事たちを「説得」した児島惟謙大審院長も「護法の神」として崇えられている。

この事件はわれわれにさまざまなことを教えてくれる。その一つは、重大事に直面した場合でも、よくよく状況のみきわめ、冷静に対処せよということである。当時といえども、わが国は法治国家であった。法治国家である以上、法を厳正に適用するのが基本でなければならぬ。政府は、ロシアの報復を恐れるあまりその基本を忘れたのである。あの時、もし裁判所による歯止めがなかったならば、わが国の司法の歴史に消えることのない一大汚点が残されたことであろう。ややオーバーな事例をあげたが、卒業生諸君もこれからの人生において一度や二度重大な事態に遭遇するかもしれない。そのような場合でも、いたずらにじたばたしたり、思いわずらうことなく、冷静に物事に対処するよう心に留めておいてもらいたい。